公示番号(機－1208A－01)

入札説明書

平成 24 年 8 月 1 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のモーリシャス国海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材調達に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。) に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

平成 24 年 8 月 1 日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　担当部課

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部契約第二課 Tel.03-5226-6613

4　調達機材等

(1)件名:モーリシャス国海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材

(2)納入条件、調達品目、仕様、数量等別冊機材仕様書のとおり。

(3)PDF ファイル以外の入札説明書附属文書の有無については、次に○印を付した通りです。

(○)本件入札説明書に図面など附属文書はありません。

(　)本件入札説明書に図面など附属文書があります。附属文書の交付期間、交付場所および交付方法は以下の通りです(無料です)。

交付期間:平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 8 月 10 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時 15 分から午後 1 時 30 分を除く)

交付場所:〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 1 階

独立行政法人国際協力機構調達部受付

5　競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成 22・23・24 年度全省庁統一資格若しくは平成 22 年 4 月 1 日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「B」又は「C」又は「D」若しくは「物品の販売」の「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

次の URL にてホームページに掲載;

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「B」又は「C」又は「D」若しくは「物品の販売」の「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

提出期間、提出方法、提出場所は、次項の通り。

(6)輸出実績を有する者

(7)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号、以下「措置規程」という。) に基づく契約競争参加資格停止措置 (以下「措置」という。) を受けている期間中でないこと。

(8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

6　競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び5の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。)を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア　提出書類(申請書)

(ア)競争参加資格確認申請書

(イ)平成22・23・24年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)

(または、JICA資格審査結果通知書(写))

イ　提出期間:

平成24年8月2日から平成24年8月13日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時から午後2時を除く)

ウ　提出場所:

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25　二番町センタービル　1階

独立行政法人国際協力機構

調達部受付　　Tel.03-5226-6613

エ　受付:

申請書の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)申請書は様式1により作成してください。

(3)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成24年8月20日までに通知します。

(4)その他

ア　申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ　提出された申請書は、返却しません。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ　申請書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア　提出期限:平成 24 年 8 月 23 日　午後 5 時

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し平成 24 年 8 月 27 日までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア　提出期間:

平成 24 年 8 月 2 日から平成 24 年 8 月 13 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 2 時を除く)

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)(1)の質問に対する回答書は、当機構のホームページ上で閲覧に供します。

閲覧期間:

平成 24 年 8 月 15 日から平成 24 年 8 月 27 日まで

ただし、質問内容によっては回答が上記閲覧開始日までに完成しないことがあります。

遅くとも平成 24 年 8 月 22 日までに完成させて閲覧できるようにします。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退することができます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 2 時を除く)とします。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書(様式 2)を 6(1)ウに直接持参し、又は郵送(入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。) して行うものとします。

(3)(2)の手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4)その他

ア　辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　提出された辞退書は、返却しません。

ウ　提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ　辞退書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

10　入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成 24 年 8 月 28 日(火)午後 2 時 15 分

(2)場所:東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　1 階　111 会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。持参しない場合、失格となります。

11　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は電送による入札は認めません。

(2)別冊機材仕様書の全品目に対する価格の総価(円)をもって入札金額とします。

(3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5(消費税等)に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格としますが、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100(消費税等分を除いた金額)に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額は、この入札説明書および入札説明書に関する質問書への回答書等の内容を全て反映した金額とします。

(4)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア　代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ　代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。

ウ　印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

(5)入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(6)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

(7)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。

ア　入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

イ　誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。

ウ　入札件名が違っているもの。

エ　条件が付されているもの。

オ　その他「入札参加の手引」に違反するもの。

(8)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/oversea/pdf/ind_guide.pdf

12　入札保証金及び契約保証金

免除します。

13　入札の無効

(1)5 に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。

(2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等 5 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14 落札者の決定方法

(1)細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。

(3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を 2 回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額

の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15 契約書作成の要否等

国際協力機構所定の書式(当機構のホームページ上および調達部受付の公示コーナーで閲覧できます)により、契約書を作成するものとします。また、本件については次の〇印を付した形態による売買契約の締結を予定していますので、閲覧の際は注意願います。

なお、契約金額が 200 万円以下になる場合には、契約書は作成せず注文書に代えますが、契約条件として下記契約書の条項が適用されるものとします。

(〇)JICA 直轄

(〇)Ex-godown 契約

(　)CIF 契約

(〇)一括納入契約

(　)分割納入契約

(　)有償の役務提供承諾条項付一括納入契約

(　)有償の役務提供承諾条項付分割納入契約

(　)一括納入契約(特記)

(　)製作請負契約

16　関連情報を入手するための照会窓口

3 に同じです。

17　その他

(1)入札参加者は、別冊の機材仕様書、及び 15 の契約書案を熟読してください。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3)落札者と決定された者は、速やかに当機構と売買契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して 7 営業日以内に内訳書を作成し、6 (1) ウの窓口に提出してください。7 営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構等の内部決裁等が必要な関係から機構内の決裁後となる場合があります。)

(4)落札者は、機材納品予定日の遅くとも 1 か月前までに、全機材の梱包才数(全機材の概算容積(m3)、概算重量(kg))についての連絡を 6 (1)ウの窓口に提出してください。

危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)該当品については内訳書提山後 7 営業日以内にその有無を所定様式により、それぞれ6(1)ウの窓口に提出してください。

薬品の調達の場合の有効期限については、機材納品予定日の 7 営業日前までに所定の様式により、それぞれ 6（１）ウの窓口に提出してください。

また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア　危険品、温度管理品の有無、E/L 該当品は内訳書提出後 7 営業日以内、薬品の有効期限は機材納品予定日の 7 営業日前までにそれぞれ提出がない場合、全機材の梱包才数は機材納品予定日の 1 か月前までに連絡がない場合

イ　E/L 該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ　全機材の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合

エ　その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(5)輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(別添機材仕様明細書にて E/L 該当が明記されたアイテムのみならず、契約後に E/L 該当が判明したアイテムも含む。)。

(6)入札する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(7)入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。

(8)アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。

(9)落札者は、機材輸送書類(Invoice, Packing List)作成に必要な英文内訳書(機材リスト、パッキングリスト)のうち機材リストを機材納品予定日の 14 営業日前までに作成し、当機構の選定する輸送会社に提出(可能な限り電子データによる)してください。なお、機材リストは一般機材、危険品、温度管理品(冷蔵)、温度管理品(冷凍)に区分してください。また、機材検収後速やかにパッキングリストを機材リストと同様に区分して作成し、輸送会社に提出してください。英文内訳書の提出が遅延したことにより発生する費用(倉庫料等)に関しては、落札者負担とすることもあります。

(10)受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場・合該当契約を解除することが可能とします。

(11)東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所

商号又は名称　　㊞

役職名

代表者氏名　　㊞

整理番号（　　）（注３）

平成 24 年 8 月 1 日付で公告のありましたモーリシャス国海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

（例）入札公告２に規定されている要件をすべて満たします。

（注1）　なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380 円)をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。

（注2）　代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。

（注3）　整理番号は、JICA の資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール）にて通知された番号です。

（注4）　平成 22・23・24 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（または、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。

（注5）　当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/screening/pdf/ind_info.pdf

（様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　宛

住所
商号又は名称　　㊞
役職名・代表者氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたモーリシャス国海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

(入札説明書別冊)

機材仕様書

案件名:モーリシャス国海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書1「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　　格　　輸出梱包付本部指定倉庫渡し価格の総額

(2)納入場所　　本邦機構指定倉庫　(京浜地区または京葉地区)

(3)納入期限　　平成25年1月11日

(4)梱　　包　　海送梱包

(5)宛先等　　梱包の仕様は付属書2「梱包条件書」に示すとおり

(宛先)Ministry of Environment and Sustainable Development

(仕向地) Port Louis, Mauritius

(Consignee) Ministry of Environment and Sustainable Development

6th Floor, Ken Lee Tower Barracks Street, Port Louis, Mauritius

(Attention to: Mr.Rajiv beedassy, Ms.Nashreen Soogun, Integrated Coastal Zone Management Division Tel :(+230)213 1137

(Notify Party)

1. JICA Madagascar Office

TEL: +261-20-2230013、+261-20-2230017

2.　Same as the Consignee

マーキングは、付属書2「梱包条件書」に示す方法により行う。

3　電　源:単相　電圧　(220V)　　周波数(50Hz)　プラグ形状(　BF　)

三相　電圧　(220V)　　周波数　(50Hz)　プラグ形状(　　)

上記以外の場合は付属書1「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

4　銘　　板:英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5　検　　査:

(1)納品検査　機構の指名する立会検査人が受注者、メーカー担当者立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2)検査の判定　上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

6　輸出許可:　受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式(契約締結後配布) 及びメーカー・代理店の該非判定書又はパラメータシートにより報告する。

7　提出資料:

提出資料名		同梱用	機構提出用
カタログ	(英・和文)	要	不要
取扱説明書	(仏又は英文)	要	不要
パーツリスト	(英・和文)	不要	不要
試験成績書	(英・和文)	要	不要
図面		不要	不要

※詳細は機材仕様明細書を参照のこと。

8　特記事項:

(1)据付技師の派遣

不要

(2)特殊梱包

特になし

(3)梱包材の熱処理・燻蒸処理

上記(2)の指定がなくても、経由国で梱包材の熱処理・燻蒸が必要とされている場合には、熱処理・燻蒸処理の上、熱処理・燻蒸証明書を提出すること。

(4)その他

すべてメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

以上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

モーリシャス国　海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	（総則）機材について		
	General	1.目的		
		本機材は、漂砂解析に関する波と流れの把握を目的とし、サンゴ礁内		
		及び沖合における海象観測に用いる。盗難、船舶の衝突等による破損		
		防止を目的に海底設置式とする。データ採取方法についてはブイ式、		
		ケーブル式は係留器具・センサー・ケーブルに付着した海藻のメンテ		
		ナンスが必要なため、内蔵メモリー式とする。　波浪観測方法は、		
		短周期波及び長周期波の双方を精度良く計測する必要があることから、		
		超音波および水圧式の両方式での計測を必須とする。		
		2. 構成機材		
		本案件は以下の機材から構成される。		
		機材名：		
		1. 多機能型海象観測装置		
		構成機材：		
		1-1　波高計　；1式		
		1-2　波浪観測データ処理・制御ソフト　；1式		
		1-3　波高計設置用架台　；1式		
		1-4　バッテリーパック　；1式		
1	多機能型海象観測装置			
	1-1 波高計	（仕様）		
		型式：多機能型波高計		
		用途：漂砂解析用。サンゴ礁内及び沖合における海象観測を行う。		
		測定項目：超音波水位変動、水平2成分水圧変動、水平2成分流速、水温		
		記録方式：内蔵メモリー式		
		設置方式：海底設置式		
		サンプリング間隔：0.1秒、0.2秒、0.5秒、1.0秒から選択可能		
		データ通信方式：RS-232C、通信速度：1200～115200BPS		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

モーリシャス国　海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		データ記録方式：SDカード又はCFカード：64MB以上		
		最大観測日数：34日以上（サンプリング間隔0.5秒での連続観測時）		
		外形寸法：H280mm～625mm 以内、φ250mm～φ330mm 以内		
		超音波式波高測定仕様：		
		使用水深：2～60m 以上		
		超音波観測可能波高：10m 以上		
		測定精度：±1%/FS		
		測定分解能：1cm		
		超音波周波数：200kHz		
		指向角：3°		
		支持機構：水平ジンバル機構		
		水圧測定仕様		
		測定範囲：0～6kgf/cm2 以上		
		測定精度：±0.5%/FS		
		測定分解能：1gf/cm2		
		流速測定仕様		
		測定範囲：0～±3m/s		
		測定精度：±1%/FS		
		測定分解能：1cm/s		
		方位測定仕様		
		測定範囲：0～359°		
		測定精度：±3°		
		測定分解能：1°		
		水温測定仕様		
		測定範囲：-5～40℃		
		測定精度：±1℃ 以上		
		測定分解能：1℃ 以上		
		付属品：		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

モーリシャス国　海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		データ記録用カード（SDカードまたはCFカード）×1枚		
		架台用アタッチメントまたはリング×1個		
		取扱説明書（仏文または英文及び和文、各1部／台）		
		バッテリーパック（3V-30AH）一式		
		参考銘柄①　WH-403　波高・波向・流速計（WAVE HUNTER08-Σ）	(有)ｱｲｵｰﾃｸﾆｯｸ	
		［構成］　WH-403(WAVE HUNTER08-Σ）		2
		標準付属品：		
		SDカード（1枚/台）		
		PCケーブル（1本/台）		
		専用架台アタッチメント（1個/台）		
		取扱説明書（英文及び和文、各1部/台）		
		特別付属品：LB406 バッテリーパック 3V-30AH（1個/台）		
		参考銘柄②　DL-3　多機能型波高計	㈱ソニック	
		［構成］　DL-3		2
		標準付属品：		
		CFカード（1枚/台）		
		架台リング（1個/台）		
		取扱説明書（和文、1部/台）		
		3B76-2A バッテリーパック 3V-30AH（3個/台）		
		特別付属品：		
		取扱説明書（英文、1部/台）		
	1-2　波浪観測データ処理・制御ソフト	（仕様）		
		型式：パソコン用		
		用途：上記1-1波高計で収集したデータを処理・通信する		
		使用言語：英語		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

モーリシャス国　海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		処理項目：最高波高・周期、1/10最大波高・周期、有義波高・周期、		
		平均波高・周期、波数、歪み度、先鋭度、水位、主波向、		
		平均波向、平均分散角、方向集中係数、平均流速、平均流向、		
		水温、データグラフ、処理結果一覧表示機能		
		動作環境：MS Windows		
		付属品：取扱説明書（仏文または英文及び和文、各1部/式）		
		参考銘柄①　RA-622　通信・処理ソフト（MagicProcessorK）	(有)ｱｲｵｰﾃｸﾆｯｸ	
		［構成］　RA-622		2
		標準付属品：取扱説明書（英文及び和文、各1部/式）		
		参考銘柄②　DL3-PS　波浪観測データ処理ソフト	㈱ソニック	
		［構成］　波浪観測データソフト		2
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部/式）		
		特別付属品：取扱説明書（英文、1部/式）		
	1-3　波高計設置用架台	（仕様）		
		型式：波高計専用架台		
		用途：上記1-1波高計を海底に設置する。		
		形状：台形		
		寸法：W700㎜×D700㎜×H300㎜（寸法差異±15%以内は可とする）		
		材質：SUS304		
		重量：12kg以上		
		付属品：取扱説明書（仏文または英文及び和文、各1部/台）		
		参考銘柄①　TB-321　波高計専用架台	(有)ｱｲｵｰﾃｸﾆｯｸ	
		［構成］　TB-321		2
		標準付属品：取扱説明書（英文及び和文、各1部/台）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

モーリシャス国　海岸保全・再生に関する能力向上プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		参考銘柄②　DL3-STF　波高計設置用架台	㈱ソニック	
		［構成］　波高計設置用架台		2
		標準付属品：取扱説明書（和文、1部/台）		
		特別付属品：取扱説明書（英文、1部/台）		
	1-4　バッテリーパック	（仕様）		
		型式：リチウムバッテリーパック		
		用途：上記1-1波高計のセンサー部装着用		
		電力：3.6V 60AH 又は相当品		
		連続測定期間：最大3ヶ月(測定時間20分、測定間隔120分、ｻﾝﾌﾟﾙ間隔0.5s)		
		付属品：　取扱説明書（仏文または英文及び英文、各1部/式）		
		予備品：バッテリーパック×2		
		参考銘柄①　LB-406　リチウムバッテリーパック	(有)ｱｲｵｰﾃｸﾆｯｸ	
		［構成］　LB-406		2
		標準付属品：　取扱説明書（英文及び和文、各1部/式）		
		予備品：バッテリーパック×2		
		参考銘柄②　3B76-2A　リチウム電池	㈱ソニック	
		［構成］　3B76-2A		2
		標準付属品：　取扱説明書（和文、1部/式）		
		特別付属品：　取扱説明書（英文、1部/式）		
		予備品：バッテリーパック×3		

（機材仕様書付属書２）

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字)

(宛先)Ministry of Environment and Sustainable Development

(仕向地)Port Louis, Mauritius

(2)サイド・マーク(赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等)

2　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、　JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、　JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下､及びふた板の両サイドに､必ず胴桟を打ちつけること｡また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが可能な形状と

すること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　梱包条件(空送)

空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。

(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。

(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

4.その他

特になし

以上